

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第7回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年6月3日（金） 14時00分～14時54分
- 2 場所 Web会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、アルテリア・ネットワークス（株）、（株）QTnet、総務省

（1）情報通信行政・郵政行政審議会への諮問について（総務省）

（総務省から説明）

（2）意見交換

KDDI：認定状況の公表は、認定そのものではなく、報告を踏まえる理由は何か。

番企室：みなし認定事業者については、報告がないと電気通信番号使用計画の作成状況が分からないことが最大の理由。個別申請で認定を受けた事業者についても、報告は適切に行っているはずなので、報告ベースで差し支えないと考える。なお、報告を懈怠しても、期限後に提出があれば公表資料には反映させるつもり。報告も番号制度の一部であるため、守ってもらう必要がある。総務省が法令を遵守する事業者を公表することで、利用者にとって安心して契約できる事業者のホワイトリストになると思われる。

NTT西：改正後の電気通信事業報告規則様式第28第1表の注12の趣旨について確認したい。番号区画ごとの使用状況は5年に1度の報告でよいが、合計欄とひっ迫が予想される番号区画は毎年の報告が必要ということか。

番企室：そのとおり。各社の合計欄のデータを集計したものを「電気通信番号に関する使用状況」として毎年公表しているので、引き続き毎年の報告をお願いする。ひっ迫の有無については、番号区画ごとの使用状況の報告を省略するため、番号の需要増が見込まれば具体的に報告いただきたい。

NTT西：ひっ迫の基準はあるか。

番企室：基準は設けていないが、指定率100%やそれに近い番号区画が主になる。ただし、関係事業者から聞く限りでは、それらの番号区画での番号の需要はないという認識。「あり」の報告があれば、その番号区画で固定電話を提供する各社と協議することになる。

JUSA：概ね賛同。発信転送・着信転送の定義の追加については、連絡会では議論がなかったと思うが、どのような意図で追加したのか。

番企室：昨年の情報通信審議会では議論があった。現行制度では利用者の端末設備等に着信

した通信を転送すると書いているが、利用者の端末設備等に着信せず、事業者設備だけで転送する場合がある。実態に即した定義とするもの。

番企室：追加の質問・意見があれば、電話やメールで受け付ける。また、回答の公表を希望する場合は、意見公募の方に提出していただければと思う。

次回は新制度が公布された段階で開催する予定。議題の提案があれば受け付ける。

以上